

「令和元年台風第15号特別支援融資」を新設

令和元年台風第15号により、被害を受けた中小企業の皆様へ復旧のための資金繰り支援として、「令和元年台風第15号特別支援融資」を新設します。9月17日(火曜日)より、特別相談窓口や制度融資取扱金融機関で、融資相談の受付を開始します。

融資メニューのポイント

設備資金の融資期間、最長15年

復旧までの運転資金にも対応

年1.6%以内と低利・固定金利

県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引により保証料負担を軽減

融資メニューの概要

融資対象者	令和元年台風第15号により設備等の破損・遺失等被害を受け、り災証明書が発行された中小企業者等
資金使途	設備資金及び運転資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間 (据置期間2年以内を含む)	設備資金:15年以内 運転資金:10年以内
融資利率 (固定金利)	2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超15年以内:年1.6%以内
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 保証料率は、0.26%～1.42% (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の0.1%の割引後)
融資相談開始日	令和元年9月17日(火曜日)

参考資料:特別相談窓口、制度融資取扱金融機関の一覧

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 高山 電話 045-210-5670

融資グループ 太田 電話 045-210-5677

特別相談窓口、制度融資取扱金融機関の一覧

特別相談窓口

連絡先	電話番号	所在地	相談時間
金融課 金融相談窓口	045-210-5695	横浜市中区日本大通1 (県庁本庁舎2階)	平日 8:30～17:15
(公財)神奈川産業振興 センター 経営総合相談課	045-633-5201	横浜市中区尾上町5- 80(神奈川中小企業セン タービル4階)	平日 8:30～17:15
神奈川県信用保証協会			
営業部	045-681-7178	横浜市中区尾上町5- 80(神奈川中小企業セン タービル8階)	平日 9:00～17:15
川崎支店	044-222-7811	川崎市川崎区駅前本町 3-1(NMF川崎東口ビ ル6階)	
小田原支店	0465-23-0138	小田原市城内1-21(小 田原商工会館2階)	
横須賀支店	046-822-3821	横須賀市小川町 14-1 (ニッセイ横須賀センタービル 3階)	
藤沢支店	0466-23-0792	藤沢市藤沢 607-1(藤 沢商工会館4階)	
厚木支店	046-221-0633	厚木市中町4-16-21 (プロミティあつぎビル6階)	
相模原支店	042-752-0575	相模原市中央区中央3 -12-1(相模原市立産 業会館3階)	

制度融資取扱金融機関

40の取扱金融機関の県内各支店へご相談ください。

銀行：みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四/山梨中央/北陸/静岡/
スルガ/阿波/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央

信用金庫：横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷
/多摩/山梨

信用組合：ハナ/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛

政府系金融機関：商工組合中央金庫